

東京音楽大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京音楽大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「大学ポリシー研究会」における審議の結果を踏まえ、建学の精神と理念に定められた「アカデミズムと実学の両立、音楽による社会貢献、国際性」及びその精神や理念が反映された「互いに関連しあう6つの使命・目的」をホームページや冊子「東京音楽大学の使命」などに明記し、その教育方針に基づいて、学士課程の各専攻・コース、修士課程及び博士課程に係る三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を設定している。この建学の精神と理念などは、前回の大学機関別認証評価における指摘事項を真摯に受止めて決定されている。

平成27(2015)年2月に作成された「中期計画として取り組むことが必要な課題」に基づき、同年9月、理事会はその使命・目的等を反映した「中期目標・中期計画」を取りまとめている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは入学試験要項などで周知され、各専攻やコース等の特色に応じた入学選抜方法が実施されている。教育研究上の目的に沿って教育課程が編成され、教育内容の体系化及び単位制度の実質化に努めている。キャリア支援センターを中心に教育課程外で支援プログラムを開催するほか、教育課程内にキャリア教育科目を開講している。

学生向けアンケート等の実施によって、教育目的の達成状況の点検・評価に努めている。とりわけ「東京音楽大学コンクール」は、学生の学修成果を客観的に測る機会となっている。学生サービスや厚生補導に関しては学生支援課が適切に機能し、大学主催の演奏会などに関しては演奏課と演奏委員会が行届いた支援を行っている。

大学設置基準上必要とされる数を大幅に上回る専任教員を配置し、質の高い教育を学生に行渡らせている。また、音楽大学としてふさわしい施設・設備及び楽譜や録音資料などの図書館蔵書資料を備えている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の目的を寄附行為に定め、法人は組織規則や就業規則等により適正に運営されている。その「有為な人材を育成する」という目的の実現に向け「中期目標・中期計画」を策定し、継続的努力が図られている。教育情報と財務情報はホームページに掲載されている。

学長は教授会や音楽研究科委員会等を運営することによって教学運営及び管理運営上の最高責任者として機能している。学長が適切なリーダーシップを発揮する一方、「専攻等主任教授・常勤理事懇話会」において部会を代表する教員と常勤理事のコミュニケーション

が図られるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営がなされている。

法人・大学ともに帰属収支差額は継続的に黒字を維持し、毎年度正味財産を拡大させており、健全で安定的な財務基盤を有している。会計処理は、学校法人会計基準や「東京音楽大学経理規程」等に基づいて適正に行われ、公認会計士及び監事による監査も定期的実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学則において、大学の設置目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行うことを定め、平成 7(1995)年以来、7 冊の自己点検・評価報告書を作成・公表している。その間、平成 25(2013)年には委員会の体制を刷新するとともに審議事項を見直すなど、大学の使命・目的に即した点検・評価となるような整備・強化を図っている。

自己点検・評価の実施が報告書の作成をもって終わることなく、改善が必要とされた事項については、担当の委員会及び事務局の担当課で改善方策が検討され、実行に移されるという PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

総じて、明治 40(1907)年の創立以来受継がれてきた建学の精神と理念のもと、「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」を定め、音楽大学としての特性を踏まえた特色ある教育や学生支援を行うことによって、音楽芸術と人間性との調和がとれた人材を育成している。さらに、「中期目標・中期計画」に掲げたプロジェクトを推進させていく中、財務状況も極めて健全である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会に対する大学の貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年 11 月に立上げた「大学ポリシー研究会」における審議の結果を踏まえ、建学の精神と理念を「アカデミズムと実学の両立、音楽による社会貢献、国際性」とし、「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」として①教育②演奏③国際性④研究⑤多様な音楽

的価値観の尊重⑥地域連携一を定め、大学の使命・目的を具体的に明文化している。また、大学院においても使命・目的を大学院学則第2条、教育目的を同第3条第4項（修士課程）及び第3条第5項（博士課程）に明記している。

その建学の精神と理念と「互いに関連しあう6つの使命・目的」については、学則上で理念体系の整理が望まれるものの、平成27(2015)年4月に発行された冊子「東京音楽大学の使命」に簡潔な文章で表現されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色に関する認識の変遷とこれまでの経緯を踏まえ、その内容をわかりやすく公表するために理解しやすい建学の精神と理念を取りまとめ、更にそれを今日的に反映させた「互いに関連しあう6つの使命・目的」を定めている。

その「互いに関連しあう6つの使命・目的」を大学の使命・目的とし、教育目的を学則第2条及び第2条の2とすることによって、前者を学校教育法第83条、後者を大学設置基準第2条に適合させている。大学院についても同様に、使命・目的及び教育目的を大学院学則に定め、学校教育法第99条及び大学院設置基準第1条の2に適合させている。

この建学の精神と理念などを審議・決定するに当たり、前回（平成20(2008)年度）の大学機関別認証評価における指摘事項を真摯に受止めて検討しており、変化へ対応したものとなっている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

「互いに関連しあう6つの使命・目的」等は、数多くの役員や教職員で構成される「大学ポリシー研究会」で審議され成案を得たもので、審議経過は学長や教授会、理事会に都度報告され、最終的な承認を受けていることから全学的に理解と支持を得ている。

教職員には建学の精神と理念のほか使命・目的、三つのポリシー等を記載した冊子「東京音楽大学の使命」を、学生には同じく建学の精神と理念等を記載した学生便覧を配付し学内周知を図るとともに、ホームページや大学案内等に掲載し広く学外にも公表している。

平成 27(2015)年 2 月に「中期計画として取り組むことが必要な課題」が作成され、同年 9 月に開催された理事会の審議により、使命・目的等が反映された中期計画が決定された。

また、使命・目的及び教育目的に沿った教育研究組織が構成され、その構成単位となるコースごとにディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが詳細に定められている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは募集単位（コース単位）ごとにきめ細かく定められ、大学案内、入学試験要項（学士課程）、学生募集要項（修士課程・博士課程）に明記するほか、ホームページ等にも掲載し、周知が図られている。

専攻やコース（学士課程）並びに専攻分野（修士・博士課程）の特色に応じた入学選抜方法による適切な選考が公平な体制のもとで実施され、入学者の選抜は入試判定会議及び教授会を経て学長により決定されている。

学士課程の志願者数に減少傾向が見られ、入学者受入れ方法に工夫が望まれるものの、学士課程、修士課程、博士課程ともに入学定員に沿った適切な入学者数を確保している。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学士課程、修士課程及び博士課程それぞれに、「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」

及び教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを定め、シラバス、学生便覧、ホームページ等で各専攻等のカリキュラムの目的や構成をわかりやすく明示している。

前回の大学機関別認証評価における指摘を受けて編成された新カリキュラムにおいて、個々の学生が進路に応じて主体的な履修ができるよう、工夫・改善が行われている。また科目ナンバリング等の導入により教育内容の体系化に取り組み、キャップ制、GPA(Grade Point Average)制度を取入れることによって単位制度の実質化に努めている。

単位互換型の学生交流システムによって協定大学の授業を履修できるようにしたり、音楽コミュニケーション・リーダーを養成する「ミュージック・コミュニケーション講座」など学生が主体的に関与する実践的な内容を含む科目を多数開講したりしている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

年度初めのガイダンスでカリキュラムの計画的な履修について説明したり、初年次教育として「東京音楽大学入門講座」を開講したりすることによって、計画的な履修をするよう学生に指導している。また、オフィスアワー制度や TA 制度の導入及び図書館のライブラリー・サポーターの活動や学生の英語能力向上を目的とした「イングリッシュ・スタディ・センター」の設置などにより学修支援を展開している。さらに、平成 18(2006)年度に現代 GP (現代的教育ニーズ取組支援プログラム) に採択された「アクト・プロジェクト」の一環である「音楽キャリア実習」では担当教員 3 人と職員 3 人から成る教職協働による授業支援が行われている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を学則及び「東京音楽大学履修規程」等に明確に定め、学生便覧等に明記し、それを厳正に適用している。成績評価基準、履修登録が可能な単位数の上限なども規定しており、それに沿った運用を行っている。また、学生への周知も適切になされている。平成 27(2015)年度生からは GPA 制度が導入され、それを早期卒業制度等に活用することが検討されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援センターを中心に各種支援プログラムが行われ、教育課程外における指導体制が構築されている。キャリア支援センターにより、「文化力発信プロジェクト」への支援をはじめとして各種の就職支援プログラムが展開されている。教育課程内においても、「音楽キャリア実習」などの科目においてキャリア教育を実施している。「東京音楽大学入門講座」が初年次教育としての役割とともにキャリア形成のための基礎的役割を果たしている。音楽家を育てるという目的から実践的な職業体験の場として、海外演奏旅行やオーケストラ参加などを奨励している。

【優れた点】

○教職員が帯同するなどきめ細かい対応のもとに、毎年、音楽家としてのキャリア形成支援の取組みとして、ドイツのバイエルン州立青少年オーケストラに学生を派遣し、演奏活動に参加させていることは高く評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「レッスンアンケート」「授業アンケート」「学生生活アンケート」などを通じて、学生の学修状況、意識調査などが行われており、教育目的の達成状況を点検し、評価方法の工夫と開発がなされている。

また、アンケートの結果を FD(Faculty Development)委員会で分析して報告書にまとめ専任教員に配付するほか、対象科目の担当教員から「授業改善計画書」の提出を求めるなど、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて評価結果のフィードバックがなされている。「授業アンケート結果報告書」には教員からの「授業改善計画書」も掲載している。学外審査員による「東京音楽大学コンクール」での演奏は、学生の学修成果を客観的に測る機会となっている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能している。学生支援課は、学生委員会、医務室、学生相談室などと連携しながら、学生サービス・厚生補導全般を所管している。演奏課と演奏委員会は、学生にとって最も身近で必要とされる学生支援組織であり、大学主催の演奏会や学生が出演する学外依頼の演奏会において行届いた支援を行っている。給費奨学金、特別特待奨学生に対する学費免除などの独自の経済的支援も行っている。

「大学満足度アンケート」「学生生活アンケート」などを通じて、学生の意見・要望を把握している。その結果を集計するだけでなく、自由記述に対して「事務局からの回答」を公表している。FD 委員会主催の研修会で、平成 22(2010)年以降毎年、キャンパス・ハラスメント防止がテーマとして取上げられるなど、ハラスメント防止にも努力している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員は一部年齢構成のバランスを欠いているものの、大学設置基準に定められた必要数を十分に上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が十分になされている。

教員の採用・昇任については、就業規則、採用昇格人事手続規程等に基づいて適正に運営されている。教育内容・方法の改善を図るための組織的取り組みとしては、今後の充実が期待されるが、FD 委員会により、学内での FD 研修会の開催、他大学での取り組み状況調査、「東京音大 FD 通信」の発行などが行われている。

教養教育実施体制について、「カリキュラム検討委員会」での検討が進められている。

【参考意見】

○専任教員は、50 代以上の割合が著しく高いので、適正化の努力が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

一部校舎で老朽化が進んでいるものの、音楽大学としてふさわしい学生演習室、研究室（レッスン室）、スタジオ、ホールなどの施設と設備及び楽譜・録音資料などの教材を備えている。都心近くの恵まれた環境の中に、大学設置基準を充足する校地・校舎を保持しており、設備、実習施設、図書館等の教育環境は整備されており、適切に運営・管理が行われている。耐震性等、施設・設備の安全性が事業計画に明記され、耐震計画等の確実な実行が予定されている。

専門教育における個人指導を含め、全体として教育効果を上げられるようなクラスサイズを保持しており、授業を行う学生数は適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人として経営の規律を維持し誠意をもって大学の使命・目的を実現し、もって教育振興と大学の発展に努めることが、寄附行為をはじめ諸規則により表明されている。

中長期計画の具体化に向け検討しており、音楽教育を通じた有為な人材育成という大学の使命・目的を実現するための継続的な努力をしている。

学校教育法、私立学校法などの大学の設置・運営に関連する法令を遵守しているほか、環境保全や人権への配慮に関する諸規則や学内環境を整えるとともに、「防火・防災管理規程」を定めて「大地震対応マニュアル」を配付するなど安全対策も講じており、さまざま

な状況に対応できる体制を整えている。

教育情報・財務情報については、法令に沿ってホームページ上などで公表し、各種財務情報には簡単な説明も付して公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為及び寄附行為施行規則により、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う機関として理事会が規定されている。理事会は定期開催のほか、重要議案のある場合は臨時に開催するなど戦略的な意思決定ができる機関としての機能を果たしている。また、常勤理事により日常的な業務について暫定的な決定を行う「常勤理事会」を開催するなど、迅速な意思決定ができる体制を整えている。

理事については、寄附行為にのっとり選任されており、過半数は法人外からの理事である。また、再任を認めつつ定年を規定するなど重任に一定の制限を設けている。理事・監事の理事会への出席率は概ね良好といえる。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定のための審議機関として教授会や音楽研究科委員会が設けられており、これを支える組織として、教授会のもとに教務委員会、演奏委員会、学生委員会が置かれ、専門的事項及び重要事項の調査立案を担っている。大学院では音楽研究科委員会のもとに、教育課題とカリキュラムに関して「修士課程作業部会」が、また運営上の諸問題に関して「大学院音楽研究科協議会」が設けられ、それぞれ機能を果たしている。

改正学校教育法の趣旨に沿って学則、教授会規程、音楽研究科委員会規程など関係諸規則の見直し・改定が行われ、学長の権限、教授会での審議事項などが明確化されている。

学長を補佐するため副学長及び学長特任補佐が置かれる一方、学長自身が多くの委員会や部会などで議長・委員長を務め、必要に応じて諮問機関としての研究会等を設置できるなど、学長が適切にリーダーシップを行使できる体制が整っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長、副学長が理事会、「常勤理事会」の構成メンバーである一方、理事長、事務局長が常に教授会等に陪席するなど、管理部門と教学部門の連携への努力がみられる。教学部門では、教員グループ間の協議・調整などを図る部会を設置するとともに、「専攻等主任教授・常勤理事懇話会」を通じて法人との意思疎通を、事務部門では課長連絡会議を開催して事務局内の連絡調整を行うなど、法人・大学の意思決定の円滑化に努めている。

監事は理事会・評議員会に出席して法人の業務や財産の状況について意見を述べ、適正に監査報告を行っている。

事業計画は事務担当部署からの原案に基づいてまとめられ、また職員が年度ごとに人事課長、事務局長に提出する「自己申告書」には建設的な提案が記載できるなど、ボトムアップ型提案をくみ上げる仕組みもできている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人東京音楽大学組織規程」により事務組織、職制及び職務権限について定め、事務分掌規程によって業務所掌を明確に定めている。管理職の一部は複数の役職を兼務しているが、事務長代行・課長代行を置くなど、職員の効率的配置と権限の分散に努めている。

また、非正規職員として多くの学生アルバイトを採用し、大学と学生双方にプラスになるよう工夫している。

職員の教学組織への参画が制度上担保され、学内に設置された各種委員会には職員が委員として参加している。

職員の「自己申告書」をもとに人事評価が行われているが、今後その根拠となる規則等を整えることが期待される。職員の能力開発の重要性と人事的配慮の必要性を認識してお

り、SD(Staff Development)活動の活性化に取組もうと努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

これまで中長期的な計画はなく、年度ごとに事業計画・予算を策定してきたが、平成 26(2014)年度にまとめられた「中期計画として取り組むことが必要な課題」をもとにして、平成 28(2016)年度からの 6 年間を対象とした「中期目標・中期計画」が策定され、これに対応する長期資金計画が確定されることとなった。今後これらの計画に沿って新キャンパス建設などの事業や財務の運営が予定されている。

在籍学生数の漸減により帰属収入の大半を占める学生生徒等納付金に減少傾向が見られるものの、法人・大学ともに帰属収支差額は継続的に黒字を維持しており、収支バランス維持のために資産運用益の確保や補助金など外部資金の導入拡大にも努めている。

耐震化のための計画的な基本金組入れや引当資産の積立てを着実に行う一方、借入金はなく、毎年度正味財産を維持・拡大させており、健全で安定的な財務基盤を有している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「東京音楽大学経理規程」をはじめとする学内関係規則に基づいて、適正に実施されている。

期中で必要に応じて編成される補正予算については、寄附行為等の規則に沿って手続きが行われている。

公認会計士による会計監査や監事による財産の状況に関する監査が定期的実施されるなど、厳正な監査を行う体制ができています。監事は、監査報告書を作成して理事会・評議員会に報告しており、また公認会計士には、理事長から運営方針や将来構想について聴取する機会も設けられています。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則において、大学の設置目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行うことを定め、平成 7(1995)年以降継続的に自己点検・評価活動に取り組んでおり、その結果を公表している。

自己点検・評価を担当する常設機関として「自己点検評価委員会」が設置されているが、平成 25(2013)年に委員会体制を刷新し、職員を含む構成メンバーを明確化するとともに審議事項に「使命・目的及びポリシーの有効性に関すること」を加えるなど、使命・目的に即した点検・評価となるよう整備・強化が図られた。これ以降、組織的な取り組みとして活動も活性化してきている。

点検・評価結果を受けた改善状況の報告書を含めて、活動開始以来この間に 7 冊の自己点検・評価書を作成・公表しており、定期的な活動を続けているといえる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

FD 委員会や事務局の担当課などにより現状把握のためのアンケート調査あるいはデータの収集が継続的に行われており、教職協働によるエビデンスの収集・選定が可能な体制を整えて、透明性の高い自己点検・評価活動を目指している。

また自己点検・評価活動の重要性を教職員に啓もうする目的で、その意義や手法を示した「自己点検・評価ハンドブック」の作成が計画されている。

自己点検・評価書は冊子の形で刊行され、教職員に配付して点検・評価結果の学内共有を図るとともに、その内容をホームページに掲載して学外にも公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動の結果、改善が必要とされた事項については、担当の委員会及び事務局の担当課で改善方策が検討され、実行に移されるという PDCA サイクルが学内に構築されている。

改善の状況については、「自己点検評価委員会」での評価を経て理事会にも都度報告され、大学の運営に反映されるなど、大学の社会的責任を全うするために必要な実効性のある体制が整いつつある。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会に対する大学の貢献

A-1 社会貢献に関する方針

A-1-① 社会貢献に関する方針の明確化

A-2 社会貢献への取組み

A-2-① 大学の社会貢献への取組み

【概評】

建学の精神として「音楽による社会貢献」を掲げており、これを新しく定められた「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」の一つである「地域連携」によって達成しようとしている。

音楽大学として年間かなりの数に及ぶ演奏会など各種演奏活動を行っており、それ自体が「音楽による社会貢献」となっている。このうち学内開催のコンサートは地域に広く公開しており、地域社会の音楽文化に貢献している。

他大学、自治体、音楽関係の公益財団法人や協会など外部団体と幅広く協定を締結し、地域との連携により各種事業を展開している。芸術系大学等との連携による演奏会の開催、豊島区内 6 大学による「としまコミュニティ大学」における学びの場の提供、附属図書館におけるライブラリー・セミナーの開催やロビーコンサート活動などがその一例であるが、こうした取組みを通じて音楽文化の発展に寄与している。

アジア地域における民族音楽の研究を主軸としている附属民族音楽研究所では、通常の学校教育では学ぶ機会の少ない民族楽器の実技レッスンを行う「社会人特別講座」や公開講座として「ガムラン講座」や「民族楽器入門講座」などを開催している。

また学生による「文化力発信プロジェクト」では、長野県信濃町における「癒しの森コ

東京音楽大学

ンサート」や「HANEDA PROJECT コンサート」など数々の実績があり、地域との連携とともに、学生の企画・構成力やプレゼンテーション能力養成にも大きく寄与している。

大学はこうした多彩な地域連携による社会貢献事業に加えて、更に課題解決型の社会貢献を模索しており、今後の取組みが期待される。

